

令和2年度 第2回 千代田区景観まちづくり審議会 会議録

日 時：令和2年12月4日（金）午後2時00分～午後4時15分

会 場：千代田区役所8階 第1委員会室

出席委員：西村幸夫（会長） 大江新（副会長） 中津秀之 伊藤香織
三友奈々 重松真理子 内河英臣 樋口郁子 手塚敦 石井幸子
飯島和子 池田ともり 小野なりこ 林則行
（敬称略）

出席区職員：小川環境まちづくり部長
加島まちづくり担当部長
山下環境まちづくり総務課長
佐藤地域まちづくり課長
印出井景観・都市計画課長事務取扱 環境まちづくり部計画担当部長
和田景観指導係長

配付資料：景観まちづくり審議会 次第

資料－1 第12期千代田区景観まちづくり審議会委員名簿

資料－2 座席表

資料－3 内神田一丁目計画（※審議終了後回収）

資料－4 後楽橋補修補強工事

資料－5－1 屋外広告物景観まちづくりガイドライン（素案）

資料－5－2 第1回景観まちづくり審議会の意見と対応

参考資料 景観計画・ガイドライン等スケジュール

1. 開会

【印出井景観・都市計画課長】

皆様こんにちは。定刻となりましたので、令和2年度第2回千代田区景観まちづくり審議会を開催したいと存じます。

私、進行をいたします事務局、景観・都市計画課長の印出井でございます。よろしくお願いいたします。

まず本日の出席状況について、ご報告申し上げます。事前に欠席というご連絡をいただいている委員の方が3人、鈴木委員、池邊委員、坂本委員ということ。それから、今日、新たな区民委員の石井委員が遅れているようでございますが、いずれにいたしましても、景観まちづくり条例施行規則に基づく審議会成立要件、過半は満たしてございますので成立するということをご報告申し上げます。

なお、今回から新たに、第12期ということになりまして、改めて委嘱状をお手元にご用意をさせていただきます。区長からということで、本来であれば委嘱の交付ということなのですが、こういう状況でございますので、机上配付ということでご了承を賜りたいと思います。

また今回、今期より区民委員につきまして、新たに2名がご就任をされました。順番にご紹介を申し上げます。

手塚委員でございます。

【手塚委員】

手塚です。よろしくお願いします。

【印出井景観・都市計画課長】

なお、先ほど申し上げましたとおり、新たにご就任された石井委員、到着が遅れているようなので、到着次第、ご紹介を申し上げます。

あとは、私もアクリル板の下に座って進行させていただきます。

そういうことで、新型コロナウイルス感染拡大という状況でございますので、アクリル板を設置し、なお、大変恐縮ですけれども、会議の間、会議を出てもそうですけれどもマスクの着用を、ご発言の際にもマスクの着用をしていただき、今回、マイクのシステムが、もしかしたら新たに変わって初めての方がいらっしゃると思うのですが、銀色の二つボタンがある右側を押して、ご発言を賜ればと思ってございます。

それでは、第12期ということで、改めて会長、副会長の選任をすることになります。景観まちづくり条例の施行規則に基づきまして、会長は識見を有する委員からの選定となっておりますが、恐縮ですが事務局として、これまで長らく会長を務めていただき、今般、景観行政団体になり、まだ1年目、ガイドラインの見直し、制定が終わっていない状況ということもございますので、引き続き、西村先生にお願いをしたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。

※全委員了承

【印出井景観・都市計画課長】

西村先生よろしいでしょうか。

【西村委員】

はい。

【印出井景観・都市計画課長】

以前にこの期までというような約束をしてしまったような気もしないでもないのですが、改めてもう一期よろしくお願いいたします。

それを申しますと、引き続きなのですけれども、副会長につきましても、大江先生にお願いをしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

※全委員了承

【印出井景観・都市計画課長】

はい。大江先生よろしいでしょうか。

【大江委員】

はい。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。すみません、大江先生にも長らくお引受けいただいているところでございます。どうもありがとうございます。

また本日傍聴希望者が、1名いらっしゃいますが、入室のほうを許可してよろしいでしょうか。

※全委員了承

【印出井景観・都市計画課長】

ということで、入室許可ということで確認をさせていただきました。

※傍聴者入室

【印出井景観・都市計画課長】

続きまして、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。本日の資料でございますけれども、資料番号がないものとして次第がございます。

それから、資料1として、委員の名簿ということでございます。

資料2が、座席表。

資料3が、内神田一丁目計画ということでA3の資料でございます。それが資料3の本編と資料編というものがあるかなと思います。

それから、資料4ということで、後楽橋補修補強工事についてというもの。

それから、資料5-1といたしまして屋外広告物景観まちづくりガイドライン（素案）というもので、冊子になってございます。

それから、資料5-2ということで、前回の審議会の意見と対応と。

それから、最後に、景観計画・ガイドライン等スケジュールというものでございますけれども、不足あるいは多いもの、ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

このうち、資料3及び資料編につきましては、議題終了後に回収とさせていただきますので、机の上に置いたままという形で、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ここからの進行につきましては西村会長にお願いをいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 審議事項

(1) 内神田一丁目計画について

【西村会長】

西村です。よろしくお願いいたしますと思います。新たに12期ということになりまして、本来は、いろいろメンバーが変わっていくのが順当だと思いますし、千代田区は景観アドバイザーという制度を持っていて、かなり頻繁に事業者とやりとりをする専門家がいらっしゃるの、そういう人が次の時代を担っていただくようになっていくというのは、本当は望ましいのではないかと思いますけれども、今、印出井課長からもありましたように、少しトランジショナルな状況で、景観行政団体としてうまく軌道に乗るところまでは、やらせていただくということになりましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

本審議会は、傍聴者の方にも意見表明の機会を設けております。大変ユニークなのですが、お席に用意してある用紙で、審議案件の終了時まで意見の要旨をまとめていただき、事務局に提出いただければ、内容は、時間にもよりますが、私のほうで要旨を読み上げたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは議事を進めたいと思います。次第に沿って審議事項に入らせていただきます。

議題（１）内神田一丁目計画について、まず事務局に説明をお願いしたいと思います。

【和田景観指導係長】

事務局の景観指導係、和田と申します。

本計画の説明につきましては、専門的かつ技術的な内容を多く含んでおりますので、事業者であります三菱地所さん及び設計を担当しております三菱地所設計さんのほうから説明をいただきたいと思います。

会長、入室を許可いただいてよろしいでしょうか。

【西村会長】

お願いしたいと思います。

※事業者入室

【印出井景観・都市計画課長】

ここでご紹介申し上げます。新たに区民委員として就任されました石井委員でございます。

【石井委員】

すみません、遅くなりまして。申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

【印出井景観・都市計画課長】

すみません。あと、ご発言のときには、このマイクの銀色のボタンを押していただければ助かります。ありがとうございます。

では、議事進行いたします。

【和田景観指導係長】

それでは、説明をいただく前に、景観まちづくり審議会の対象案件につきましてご説明をいたします。

本年７月の景観まちづくり条例の改正及び千代田区景観まちづくり計画の運用開始に伴いまして、景観まちづくり審議会の対象案件が変更となりました。お手元のファイルの中から、景観まちづくり計画、こちらの緑の冊子をご用意いただきたいのですが。こちらの91ページをお開き願います。

こちらは景観協議のフローとなっておりますが、91ページの一番下の米印の2番、こちらが景観まちづくり審議会の対象でございます。景観重点地区内で高さが100メートルを超える建築物の建築、また東京都環境影響評価条例に該当する建築物の建築、また、都市計画法に基づく市街地再開発事業として行う建築物の建築、また区長が特に景観上重要と認めるものといったものが、景観まちづくり審議会の対象となりまして、これまでは旧美観地区内、いわゆる皇居周辺で100メートルを超える建築物の建築のみが対象であったので、今後は景観重点地区である美観地域のほか、外濠重点地区、また神田川・日本橋川重点地区を含んで拡充をされたということになります。本日の内神田一丁目計画は、神田川・日本橋川重点地区で高さ100メートルを超える建築物、併せて市街地再開発事業でもあるため、景観まちづくり審議会の対象案件となります。

また、景観まちづくり審議会に報告する時期といたしまして、隣の90ページの真ん中

辺りに表がございます。真ん中の表の右のほうに、協議時期と、その下に東京都と区がありまして、区のほうは、最初、景観アドバイザーの後、景観まちづくり審議会などといった順序になっております。

また、この表の二つ左辺りに手続というのがございまして、都市計画決定というのが下から二つ目でございます。また、その左のほうに、計画の熟度といった欄もございます。計画の初期段階については、区で景観アドバイザー協議といたしまして、専門的な立場から設計の詳細な確認等を行いまして、計画の熟度が上がった際に、また都市計画決定されたような時期に、右のほうの今回の景観まちづくり審議会に報告といったようなスケジュール感をこれまでも想定しているところでございます。

本計画の景観協議につきましては、昨年度より千代田区の景観アドバイザーによる協議を重ねてきたほか、東京都の景観審議会、計画部会と言いますが、こちらの協議も経まして、本日の区の景観まちづくり審議会での報告となります。

それでは、建物の具体の計画につきまして、事業者等のほうからご説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

【事業者（三菱地所）】

三菱地所の藤田と申します。本日はお時間をいただきありがとうございます。

本計画は、地権者と再開発事業として進めておりまして、今、神田と大手町をつなぐ橋、人道橋、広場の整備、また船着場を整備していくということで計画してございます。2022年の着工を目指して進めておりますが、本日は、本計画について説明させていただければと思います。

では、具体的には、三菱設計のほうから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

【事業者（三菱地所設計）】

三菱地所設計の待井です。よろしくお願いいたします。

説明時間が限られていますので概要等は手短に、要点を詳しく説明したいと思います。

では右上に資料3と記載された資料をご覧ください。表紙をめくっていただきまして、1-1ページですが、こちらは計画概要となります。建物高さは約130mで、用途は1階から4階が店舗や貢献施設、5階以上がオフィスとなります。地下は駐車場や機械室です。

続いて、1-2ページです。こちらは、既存建物の配置図と現況写真です。既存建物はコープビルと日立鎌倉橋ビルの2棟が建っております。

続いて1-3ページ。こちらは、都市再生特別地区で提案している貢献内容をまとめた資料です。上段に三つの貢献内容を記載していますが、左上の青色で囲まれた神田・大手町エリアの回遊性向上を促す都市基盤と、日本橋川沿いの水辺空間の整備について説明します。

左下の配置図をご覧ください。今回、大手町側から計画地に橋を架けますが、神田エリアと大手町エリアの結節点となる広場を整理します。また、日本橋川沿いには、水辺広場と船着場を整備して、舟運の活性化を目指します。さらに、域外貢献としまして、計画地北側の街区について、一部、無電柱化と道路美装化を行います。

次の1-4ページをご覧ください。今申しました無電柱化する範囲をオレンジ色、道路美装化する範囲を水色で示しております。

続きまして、2-1ページ。こちらは、計画地の歴史的な背景をまとめた資料です。右

下の江戸時代の地図をご覧ください。ピンク色の四角が計画地です。その右側に鎌倉河岸という名称が記載されています。皆様ご存じのとおり、この場所は江戸城築城の際に、木材や石材の荷上げ場として利用され、その後、鎌倉河岸と呼ばれるまちに発展した歴史がございます。今回、船着場を整備することで、この歴史的背景を計画に取り込みたいと考えました。

続きまして、2-2ページです。こちらは、周辺の緑のネットワークや水辺のネットワークなどの都市軸を分析した資料です。計画地南側の日本橋川沿いには、水辺のネットワークと緑のネットワークをつくるというまちづくりの基本的な方針が定められています。

続いて2-3ページ。こちらは、周辺の橋や、船着場や、護岸を分析した資料です。現況写真を見ますと、川に向かって開放的な空間になっている場所は、今はあまり見られない状況なんですけれども、今回計画では、1階に川に開かれた空間を設けることで、今まで周辺になかったような親水性の高い計画にしたいと考えています。

続いて3-1ページです。景観形成の考え方をまとめたものです。左側に記載しました国や、都や、区の上位計画、あと、右下に記載した千代田区景観形成マニュアルを踏まえた上で、右上にございます赤字です。景観形成の考え方を「神田と大手町をつなぐ水辺を生かした賑わいのある都市景観づくり」としました。

続いて3-2ページです。こちらはデザインコンセプトになります。デザインコンセプトは緑で右に書いてありますが、「UCHIKANDA TREE」、神田と大丸有をつなぐシンボルタワーです。足元に人々が寄り添い賑わう大きな樹木のような建築にしたいと考えています。具体的には、賑わいの創出、水辺の再生、歴史の活用、環境配慮をキーワードとして設計を進めています。

では、パースを用いて具体的に説明します。最初に遠景について説明します。4-1ページをご覧ください。

まず右上の立面図をご覧ください。計画地と日本橋川を挟んで相対する大手町地区の超高層ビルが、150mを超えた高さであるのに対して、今回の計画建物は約130mとなっていて、神田のまちに対して、緩やかなスカイラインを形成しています。左上のパースは、北側鳥瞰パースです。外装にはガラスカーテンウォールを採用し、空の景色を写し込む軽快な印象の外観とします。また縦方向の換気スリットで壁面全体を分節することで、神田の街並みに対してできるだけ圧迫感を軽減するようにします。さらに、ガラスカーテンウォールの割りつけも工夫しまして、単調とならない、表情のある外観としています。

次に、右中段の配置図をご覧ください。今回、建物を西側の隣地境界から約18mセットバックして配置することで、大手町から神田への視線の抜けを作り、大手町と神田をつなぐ景観をつくることを目指しました。

最後、右下のAパースですが、大手町仲通りから計画建物を見たパースです。神田地区へ視線が抜けていることが分かるかと思います。視線の先に見える建物南西角につきましては、計画当初は階段室の壁面だったのですが、景観計画部会の委員の方や、景観アドバイザーにより、大手町仲通りのアイストップとしてデザインするようにご要望をいただきまして、階段室からリフレッシュコーナーにプランを変更しまして、壁面だったものもガラスカーテンウォールに変えることで、内部の賑わいが感じられるようにしております。

続いて4-2ページをご覧ください。先ほど北側壁面の分節について説明しましたが、その他の面についても建物ボリュームや壁面を分節して、圧迫感を軽減するようにしています。左上に記載したオフィスの平面モデルをご覧ください。今回、オフィスは、一般的

な長方形の形状ではなくて、平面形状を一部クランクさせて、軽快で特徴的な外観となることを狙いました。

また、オフィスのメインの顔を、大手町側ではなく神田側に向ける計画にしたいと考えまして、北側に貸室、南側にエレベーターや階段などのコアを設ける計画としました。

平面計画上、コアを南側に配置して、東西面の外装面積をできるだけ少なくして、主開口を北側としていますので、外皮負荷計算、パルススターにおいて段階3をクリアしています。省エネに配慮した平面形状と言えるかと思います。

続いて左下、Bパースをご覧ください。こちらは北西側から見たパースです。全体のボリュームを貸室のボリュームとコアのボリュームに分けたことで、軽快なプロポーションの外観となります。

次に、右上のCパースです。こちらは、北東側から見たパースです。北側の壁面の一部と、東側の壁面が見えていますが、東西の壁面には、日射遮蔽のフィンを設置して、表情のある外観となっています。

最後に、右下のDパースをご覧ください。こちらは竜閑さくら橋という橋から見たパースになるのですが、南側の外壁については、縦に連続する換気ガラリや、窓で壁面を分節して凹凸のある外装材で割りつけを工夫しています。そうすることで、長大な壁面ではなくて、表情豊かな壁面に見えるように配慮しました。

さらに、中層部ですね。緑になっているところがあるのですが、壁面緑化を設けまして、日本橋川沿いの歩行者空間や仲通りの緑の風景に寄与する計画としています。

この緑の上の部分、最上部がガラスになっているのですが、こちらはエレベーターコア上部の空間を生かして事務室を設けまして、南側にも一部、賑わいが表出するようにしています。

遠景は以上になりまして、次、中景について説明します。

5-1ページをご覧ください。中景については、周辺の街並みとの関係から、大きく三つの部分に分けて考えています。西側のピンク色で囲った部分は、神田と大手町をつなぐ空間をつくります。南側の青色で囲った部分は、日本橋川の親水性を高める空間をつくります。

最後、北側と東側の緑色で囲った部分は、内部の賑わいが表出して隣接街区と連続する緑豊かな空間をつくります。

次、5-2ページのAパースをご覧ください。南西側から建物を見たパースです。神田と大手町をつなぐ空間をつくるために、人道橋が接続する場所に広場を設けまして、お祭りなどのイベント時に賑わいの中心となるようにしました。さらに、この広場と建物をつなぐ立体テラスというものを設けまして、広場の賑わいを建物内に引き込むことを目指しました。人道橋を渡った人は、こちらはピンクの矢印で書いていますが、階段を上がって2階や3階から建物内へアクセスできます。この広場に対しては、景観アドバイザーからも、特に配慮するようにご要望をいただきました。

そこで、3階テラスを支えている柱を斜め柱としまして、さらに2階テラスを支える柱をなくしてテラスを片持ち梁で支える構造とすることで、より開放的な広場空間として、神田と大手町の両方のまちへ視線が抜けるようにしました。

次、5-3ページですが、Bパースをご覧ください。南側から建物を見たパースです。日本橋川の親水性を高める空間をつくるために、建物の1階の川側に店舗や遊覧船待合所やテラスを設けまして、日本橋川に開かれた空間をつくりました。また、川沿いの緑化や中層部の壁面緑化によりまして、対岸の川端緑道と一体の緑の景観をつくるようにしています。

続きまして、5－4ページです。右上のCパースをご覧ください。北西から見たパースになります。高層部のガラスカーテンウォールは、そのままほとんど低層部まで連続させるのではなくて、3階と4階の外壁面をセットバックしまして、高層部と低層部を分節して、神田の街区スケールに配慮しました。このセットバックによって生まれたテラスを緑化することで、立体的な緑の景観をつくりたいと考えています。1階レベルでは、既存街路樹に沿って高木を設けて、緑豊かな歩行者空間とします。

次に、右下Dパースですが、こちらは北東から建物を見たパースです。街角に対しましては、三層吹き抜けのエントランス空間を設けまして、まさに開かれた建物の顔となる空間を目指しました。エントランス前広場の地下には、東京メトロ丸の内線が走っているのですが、そのため建物の構造柱を斜めにしていますが、東西両端の柱を斜めにするすることで、構造上も外観上もバランスのよい形としています。

高層部は低層部へ張り出した形状になっていますが、できるだけ1層当たりの平面形状を大きくすることで、当初検討していた階数よりも1層少ない階数として最高の高さを抑えています。

中景の説明は以上になりまして、次は近景について説明します。

6－1ページは、三つの広場の考え方をまとめた資料です。それぞれの広場については、パースを用いて説明します。

6－2ページをご覧ください。こちらは人道橋を受ける西側の広場についてまとめた資料です。右上のAパースは、北側から広場を見たパースです。立体テラスを緑化することで、人の賑わいととともに、広場の緑も建物内へつながるようにしています。

植栽の選定については、対岸の大手町仲通りや川端緑道などの周辺環境との連続性に配慮します。

右下Bパースは、人道橋に立って広場を見たパースです。広場でイベントがあるときには、2階や3階のテラスから広場を見下ろすことができますので、テラスが観客席のような役割となります。左下断面図に示しますように、地上のベンチ部分と2階、3階のテラスで広場を両側から挟み込むことができますので、広場と建築が一体的な賑わいをつくり出すようにしています。

次、6－3ページは、南側の水辺広場についてまとめた資料です。右上のCパースは、南西からの鳥瞰パースですが、西側広場から水辺広場へと賑わいの空間がつながっています。右下のDパースは、川沿いのテラスを見たパースです。建物壁面をセットバックして生まれたピロティ空間に、さらにオーニングを設置しまして、内部空間と外部空間の賑わいが連続する親水テラスをつくります。また、川沿いにテーブルなどファニチャーを配置して、船着場と一体的な賑わいを感じられる空間とします。

続いて6－4ページですが、こちらは、東側エントランスや北側店舗と連続しているエントランス広場についてまとめた資料です。右上のEパースは、広場とエントランスを見たパースですが、交差点に面する建物コーナー部を隅切りしまして、エントランスと一体となる開放的な広場をつくりました。エントランスを入りますと、直通エスカレーターで3階オフィスロビーに上がります。エスカレーターを移動する人の賑わいや、店舗の賑わいが、外部からも感じられる空間とします。

次に、夜景について説明します。7－1ページは、低層部の照明計画です。まず、外構の演出照明によりまして、賑わいを感じさせると同時に、周囲の安全に配慮したいと考えています。

次に、エントランスの演出照明によりまして、内部の賑わいがまちなあふれ出すようにしたいと思います。また、低層部の軒裏を照らし上げることで、先ほど申しましたボリュ

ームの分節を感じられるようにしたいと思っております。

最後に、建物だけでなく、人道橋、広場、船着場を含めて一体的な照明で演出しまして、賑わいの連続する空間をつくります。

次の7-2ページをご覧ください。左側が大手町側から見た現在の夜景です。中央と右側が、計画建物の夜景パースなのですが、建物低層部は、店舗や貢献施設となりますので、温かみのある暖色系の光が感じられるようになります。建物低層部だけではなくて人道橋、広場、船着場も効果的にライトアップして、全体で魅力的な夜の景観をつくりたいと思います。

次に、外構計画について説明します。8-1ページはそれぞれの外構空間のイメージ写真と、考え方をまとめたページです。詳細な説明は割愛いたします。

次、8-2ページをご覧ください。8-2ページは、植栽計画をまとめた資料になっております。場所の特徴や地域の潜在植生を踏まえた植栽計画とします。例えば、西側広場の高木には、仲通りの延伸を感じさせるケヤキなどを選定します。また、東側や北側の道路沿いの高木は、周辺の状況と連続するクスノキなどの常緑樹を基本としながら、ゲート性の高い結節点となる場所には、シンボリックなケヤキなどの落葉樹を選定します。

次に、人道橋、護岸、船着場について説明します。8-3ページをご覧ください。

左下のパースは、大手町側から人道橋を見たパースです。右上の構造形式モデルで示していますが、今回の人道橋は、首都高速と河川による高さ規制をクリアするために、高さをできるだけ低く抑えることができる中路サスペンアーチ構造を採用します。これは日本では初の採用事例となります。人道橋の素材や色は建物低層部と調和するようにします。

続いて8-4ページです。右上に書いてございます断面図は護岸の緑化イメージです。対岸の川端緑道と調和するように、下に向かって垂れ下がるツタ系の植栽を設けたいと考えていますが、こちらは現在、河川管理者と協議中です。左下のパースは、船着場のパースです。船着場は、潮位の変化に対応できるように浮き桟橋構造を採用しています。船着場の素材や色は、水辺広場と調和するようにします。

続きまして9-1と9-2は、立面図になっております。こちらの説明は割愛いたします。

最後に、10-1はスケジュールです。現在は実施設計の終盤でして、既存建物の解体工事を2021年4月に着工予定です。新築工事は2022年4月に着工しまして、2025年6月に竣工する予定となっております。

説明は以上になります。ご清聴いただき、ありがとうございました。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。大変手際よく説明していただきました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見をお受けしたいと思います。ご意見や質問のある方は、挙手をしていただきますようお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、皆さんが考えている間、はい、どうぞ。大江副会長、お願いします。

【大江副会長】

一つ質問です。多分6-1辺りを見ると分かりやすいと思うのですが、1階の平面図と外の広場の関係が載っていると思うのですね。それで先ほどからの説明で、いろいろ外回りとか橋とか、それから高層部の外観なんかは、いろいろ丁寧なお考えがあると思いますが、一番分かりにくいのは、どこかで樹木のような建築という表現があったと思うのですが、なぜかこの平面図とか配置図を見ると、外側は一生懸命考えてあ

る割には、建物の中が少し、ブラックボックスではないけれど縁の遠いような表現になっていると思うのです。多分、樹木のような建築というのは、ちょうど大きな木の下に人が集うように、外からも自由に緩やかに建物の1階に入っていけたり、通り抜けたり、そこにたたずんだりできることだと思うのです。でも、この絵を見ていると、中は別扱いで外だけ一生懸命考えましたと見えるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。この中の、例えば廊下とか、あるいは店舗って、これはどっちから人が入るのか。中から店舗に入るのか、それとも外にだけ向いていて、外から入って中の廊下は、裏廊下みたいなことになるのか、その辺のイメージがこの絵からよく分からないのですけれども、説明していただければと思います。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。それでは、そのプランとの関係のところを説明していただけますか。よろしくお願いします。

【事業者（三菱地所設計）】

では、6－1ページが分かりやすいので、そのまま6－1ページをご覧ください。まず、今回西側に大きな広場がありまして、東側にもエントランス広場があると先程申し上げたのですが、これら広場と広場をつなぐ貫通通路が、この真ん中の黄色いクランクしている動線になります。で、こちらのクランクしている貫通通路から、店舗に入れますし、外側からも入れますので、外部からも内部からも入れる、空間が連続していくような、そういう1階の空間にしたいと考えています。

あと、先ほど、3階のほうにテラスで上がっていけるという話をしたのですけれども、テラスのほうに3階に上がっていく動線がございます。資料としましては、5－2を見ていただけますでしょうか。こちらAパースというのが右上にあります。ピンクの動線で示しますように、2階テラス、3階テラスから2階、3階のそれぞれ内部に入っていけると、あと、先ほど説明しなかったのですが、右下に3階平面がございます。3階のオフィスロビー空間に、1階から直接エスカレーターで上がってきて、オフィスロビーが、また今度、見ていただくと廊下で先ほどのテラスにつながっていますので、ここの3階の空間を回遊できると考えております。なので、1階にも貫通通路がございますし、3階にも貫通通路がございます。建物を回遊できるように、一般の人が入ってこれるようなものを考えております。

【大江副会長】

一つ補足質問ですけれども、例えば6－1の最初の図ですけれども、南側の水辺テラスから中の廊下のほうに入るには、東か西に回り込まないと入れないのですか。これだけ壁面が長いと、そのままずっと中に向かって、例えばグリーンに塗られている辺りから入っていけば、建物として、それからまちが建築の中に入り込むみたいな、そういう雰囲気になると思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

【事業者（三菱地所設計）】

緑色の部分ですね、ここは遊覧船のチケットを販売する場所と考えているので、その脇の廊下状の部分が、風除室と廊下になっていまして、ここも南側に抜けていく動線がございます。

【大江副会長】

クリーム色の部分ですね。

【事業者（三菱地所設計）】

クリーム色の隣の、クリーム色のところが、今、トイレの想定なのですけれども、その緑の柱脇の細長い空間が、廊下と風除室になっています。すみません。分かりにくくて。

【大江副会長】

くれぐれも狭い廊下をわざわざ入っていくのではなくても、まちがそのまま建物の足元に入り込むような、そういう雰囲気でも入れて、流れたり、とどまることができるというのは、最高に望ましい姿だと思いますけれども。

【西村会長】

ありがとうございます。そういうコメントをいただいたということでよろしいですかね。それでは、ほか、何か。中津委員。

【中津委員】

ランドスケープを専門にしています中津と言います。よろしくお願いします。

非常にいいプロジェクトで、今後のまちの発展に寄与されるということだと確信を持って期待しております。それで、三つにまとめてお伺いしたい、簡単な質問ですけれども、多分アドバイザー会議でいろいろもう既に指摘されて、いろいろなことを改造されていると思うのですけれど。

一つ目が、5-1 ページ、どのページでもいいのですけれど、5-1 が特に千代田区のこのエリア一体、リレーデザインということをやっていると以前から考えていただくことをやっていると思うのですが、この敷地の西側の敷地、まだ何が建つか当然分からないわけですが、そこに対する緑地の考え方が、何が建つか当然分からないわけですから、こうして常緑樹でビルをいろいろ隠したいという意図は、当然分かるのですけれど、今後、何かこっち、西側の敷地がどんどん変わっていく中で、人の動きとかを誘発するような、何かそういう隣の敷地、将来的に設計者に対して誘導するような、何かつながっていくようなデザインができないのかなということが、一つ気になっているところです。

二つ目は、5-2 のAのパスがあるのですが、いろいろこれもアドバイザー会議との間で、非常にセットバックをしたりとか、テラスの考え方、広場的なつくりを考えていらっしゃるということで、キャンチにされたということで、キャンチだから仕方ないと思うのですけれど、この2階の床部分の、これはスラブと言っていいかどうか分からないですけれど、相当厚みがあるわけですが、これは、このアングルから見ると、あ、何か格好よくできていると思うのですが、地上面とか橋の上、人道橋から見上げたときのボリュームというのは、相当ボリューム感があるのではないかなと思ってしまして、この部分をもう少しハンチをつけるとか、薄めにできるかな、できないのかなとか、もう少し手すり際まで人の活動が出てくるような、もしくは、その階段の位置ですね。この2階のテラスに上がっていく階段のつくりとかをもう少し変えることによって、広場的なつくり方が変わらないかなということを見ていて思いました。

最後の三つ目なのですが、船着場のポンツーンのところなのですけれど、5-4 かな、どれでもいいのですけれど、5-4 は少し小さいですね。6-3 を見せいただくと、この左下の首都高速道路との関係の断面がありますけれど、これを見ると、このポンツーンに

下りていくところの、いろいろな構造物、階段といいますかスロープといいますか、その取付け部分とかにいろいろな、これは当然東京都との関係で、こういうものを詰められていると思うのですが、ちょっとした段差的なものがあったりして、そういうところをもっと何か座れる、川に向かって座れるような段差として利用することはできないのかなという気がして、これは親水空間って、この浮き桟橋に下りていくことによって下で水で触れるということが非常に重要なんでしょうけれど、何かこの岸辺のところを本当だったら護岸を雁木状に、階段状に下げて、もういろいろなところから下に下がっていけるようなものができればいいなと思っていたのですが、もう少しこの護岸の頭部分を何か調整することを、もっともって実際、地面に座るといって、そういうような空間が断面上できないのかなとか、それと同じように、その断面を見ると、首都高の桁がすぐ目の前に見えるのですが、何かこれは、もう少しこの辺りを落葉樹とかでボリューム感が、目の前に構造物がだーとあるわけですね、首都高の。それを隠すような、もう少しヒューマンスケールなキャノピーツリーを並べるとかによって、この1階店舗のところの前の、何かこうテーブルが出ていたりするわけですが、そういうところの人のアクティビティに対して優しい配慮ができないのかなという、その辺りの質問を含めて、要望というか質問というか、以上三つ、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

【西村会長】

はい。3点ありましたが、いかがでしょうか。西側との関係、2階の床、スラブ、階段、それから水際のところですね。何か答えがあれば。

【事業者（三菱地所設計）】

三菱地所設計の西垣と申します。ご質問ありがとうございます。3点ございましたけれども、1点目のリレーデザイン、それと3点目の船着場及び河川の造り方について、私のほうからご回答をさせていただきます。

まず、1点目のリレーデザインになりますけれども、6-2の資料をご覧くださいと思います。ご指摘いただいたとおり、西側の敷地というものに対しては、今後の開発がまだ分からないところではございますけれども、リレーデザインの観点というところでは我々も大切な課題だとは認識しております。その上で、西側の緑地の中に、散策路のような形を整備しておりますけれども、こちらを単純に一方通行で歩く形だけではなくて、少し東西方向にくさび状に方向性を持たせることで、将来的に西側にでも発展していけるような、そんな拡張性のある形を採用して、お隣へのアプローチの起点というところを計画の中に取り入れているところでございます。

3点目、船着場になりますけれども、こちらについては船着場、ポンツーン自体は、これから河川管理者様との協議の中で進んでいくところになりまして、行政様のほうに船着場をお持ちいただくところでも継続して協議になりますので、そちらについては継続して確認させていただきます。

民地側の陸のほうですけれども、やはり今回河川と民地側の土地の高低差がかなりあるというところで、ご指摘のような雁木状の護岸形状というものがなかなか難しいところではありますけれども、6-3ページを少しご覧いただきまして、これまでもいろいろな場で、こういったコロナの状況等もございまして、たたずみの場の多様性というところは、いろいろとご指摘をいただいているところでございます。左側の上段の平面図に、少し小さいのですが、カウンターテーブルですとか、スツールですとか、ベンチといったところで、様々なスケール感で一人ですとか、多様にですとか、そういった形で選んでい

ただきながらたたずめる空間をご用意するということで、いろいろな方々のアクティビティにご対応できるような空間を整備できればと考えております。

また、点在、少し点々とですけれども、高木も水際に植栽していくことで、こういったファニチャー、アメニティを創出するものと一体的に、木陰などのご提供をさせていただきながら、皆様に快適にたたずんでいただける空間を整備できるかと考えております。

【事業者（三菱地所設計）】

それでは、5－2につきましては、建築担当の待井から回答いたします。

1枚戻って6－2ページをご覧くださいませでしょうか。先ほどご指摘で、2階のテラスの床スラブが相当分厚いのではないかとということで、ご指摘いただきました。6－2のBパースを見ていただくと、ちょうど人道橋に立って見ているのですが、このような形で見えてきまして、やはり、相当な存在感だなというのは我々も認識しております。

で、今このパースでは、平滑な面にしておるのですが、ちょっとこのままだとかなり単調に見えてしまうので、凹凸をつけるなどこれからそういうデザインも、さらに検討していきたいと考えております。ご意見ありがとうございます。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。

それでは、先ほど手が挙がりました内河委員、何かありますか。

【内河委員】

内河でございます。

この建物のデザイン、すごく近代的ですばらしいと思うのですが、このテラスのところに、上のほうから建物がずっとあって、下にステイが2本で支えられていると。これを、このテラスの中に入ってしまうと何も思わないのでしょうか、少し距離を置いて遠くから見たときに、精神的にどう思うのかと。

実は私、五、六年前に、スウェーデンの学者から聞いたのですが、この人は医者なのですが、これと少し状況は違うのですが、何か割と近くに、下が小さくて上が大きい建物ができたのだそうです。で、それを見た近所の人たちが、毎日それを目にして、何か精神的にすごく不安感を覚えてしまうと。それで、精神疾患で、引っ越しをしたら治ったということを聞いたことがあるので、こういうものというのは、実際にこのテラスの中へ入ってしまうと全然そんなのは感じないのではないかと思います。一度そういうことがお考え、設計のときにお考えになったことはあるのでしょうか。

【西村会長】

斜めなので、少し不安感があるのではないかとというご質問ですが、はい。いかがでしょうか、その点。

【事業者（三菱地所設計）】

ご質問いただきました斜め柱ですね。6－2ページでよく分かるかと思うのですが、当初、この柱は、真っすぐ垂直に下ろしておりまして、斜めではなかったのですが、広場の空間をより開放的にしたいとか、あと、斜め柱にすることで視線が抜けるという効果がありまして、そちらの効果がいいと考えて、今このような計画になっています。ご指摘いただいた不安に感じるのではないかとというのは、正直、そういうふうにはお

りませんでした。

【印出井景観・都市計画課長】

若干補足させていただきますと、内河委員のおっしゃった視点ということも、そういう、何ですかね、事例というのがあるのかもしれないですけど、様々な景観の専門家アドバイザーや、例えば東京都の景観審議会の計画部会等におきましても、複数の専門的な見地からも、こういった空間が抜けたような形のデザインをするようにというようなアドバイスがあったということでございます。ご指摘については、事業者のほうでも今回受け止めて研究するということですけども、そういう経緯があったということを補足してご説明させていただきます。

【内河委員】

はい。ありがとうございました。

【西村会長】

都のほうの調整と、こことで非常にダブっているような感じがして、これは非常に問題も若干あるのですけれど、本来、都のほうの調整は、許認可に関わるようなボリュームだとか高さとかそういうことをやって、詳細なことは、足元回りのデザインというのは、やはり区が地元なのでやろうということで、もともとは都と調整がついていたはずなのですが、都の側も、口を出し始めると細かいところまで言うてしまうということですので、なかなか状況がオーバーラップしてしまって、それが逆に事業者の方に二重行政的なご迷惑をかけているところもあるのですけれども、それぞれの立場で議論をしますので、その意味でこういうことが現実起きてしまっているということで、何らかの調整をしないといけないというのは、これは行政上の課題ではあるのですね。申し訳ございません。どうぞ。

【大江副会長】

確かに都が言っている上のほうが出てきても、下には邪魔物がないというのは、それ自体、非常によく分かることだと思うのですね。今、北欧の何か例を言われたのは、それは多分、今回のこれに当てはめて言えば、先ほどの中津委員のデッキの先端が分厚いことと含めて、今、斜めの柱が四角い大きい径の2本だけで支えている。もっとこれを細いソパイプにして、例えばVの字型4本にするとか、何かそういう意匠上の工夫で、ずっと印象が変わってくるのではないかと思います。都の言った大原則は間違っていないと思いますけれど、具体的なデザインとして、もう少しスレンダーなというか、優しいというか、繊細な、そういうデザインにしていけば、先ほど言われた心理的なプレッシャーも少なくなるのではないかと思いますけれども、皆さんいかがでしょう。

【西村会長】

ありがとうございます。そういうご意見ということで。

ほか、いかがでしょうか。

はい。伊藤委員、お願いいたします。

【伊藤委員】

ご説明ありがとうございました。細かい点なのですが、先ほど船着場については今後、

まだ調整されるということだったのですけれど、お伺いしたいのは、この、今、水辺テラスというところの幅いっぱいにもスロープが来るような形になっているのですが、やはりこれだけ必要になってくるのでしょうかというところを伺ってみたくて。せっかく水辺テラス、いい場所なのですから、眺めるのが水ではなくスロープを眺めているみたいなふうになんかどうしてもなってしまうのが、少しもったいないなと思ってしまして、ただ、なかなか解けないのかもしれないのですが、その辺の感じを教えてくださいと思います。

【西村会長】

よろしいでしょうか。水辺テラスのデザインに関して、どういう考え方かということですか。

【事業者（三菱地所設計）】

ご指摘ありがとうございます。こちらの船着場について、やはり川幅にあまり、船着場自体を川の真ん中のほうに配置するというのは、舟運の観点からの見てもなかなかできないところと、あとはバリアフリーの観点で皆様にきちんとスロープで下りていただくということで、どうしてもこの川との高低差ですとか、そういったところとの影響で、こういうようなつづら折り状の延長が出てきてしまっているというところでございます。

【伊藤委員】

水辺テラスから、どういうふうに関川側とか、あるいは対岸が見られるのか。逆からの景観は、シミュレーションはあるのですが、眺めについても今後検討していただければと思います。

【事業者（三菱地所設計）】

通路が多くなるということは、手すりですとかその他構造物、床以外にも出てまいりますので、そういったところが積層して見えてくる景観というところをどういうふうに見ていくのかというところは、継続して検討させていただくところかと思っております。

【西村会長】

ありがとうございます。

【大江副会長】

船着場で1点ですけど、今言われたことで一つ、長さもだけれども、これ、ひたすら歩いて行って、一度回って、また戻ってくるのでしょうか。何かループ状に違うルートから戻ってこれるとか、途中で少し膨らみがあったりたたずめるとか、そういうのがあるだけで随分違うのだけれど、浮き沈み式にするとこういう一本道しかないのでしょうか。

【事業者（三菱地所設計）】

スロープですと下りてくるとなると、出入口は1か所にはなるのですけれども、川側に三つの出入口を設けて、陸に上がる出入口を設けております。なので、階段でのアクセスというところになりますと、残り2か所ございますので、延長が長い中での三つのところで、目的地に応じて、利用される方に応じて使い分けていただけるような、そういったフレキシビリティを持った計画として考えさせていただいているところでございます。

【西村会長】

ありがとうございます。
ほかいかがでしょうか。
はい。どうぞ、手塚委員です。

【手塚委員】

区民委員の手塚です。二つ教えていただければと思います。

一つは、人道橋と西側テラスのところのつながり、広がり表現の仕方を一つ教えてください。首都高があってつながりがなかなか表現が難しいところだと思うのですが、どんな敷地を部材や仕上げとか、どんな形でこの広がりとか、空間とか、つながりを表現するのかをもう少し。ここに、6-2につながりを意識した舗装計画とありますけれど、これをもう少し、どんな形になるのか教えていただければなというのが一つです。

もう一つは、壁面緑化のお話で、既に細かいところはあるのかどうか分からないのですが、教えていただければと思います。5階から11階をやられるということなのですが、実際にこれは生の樹木なのか、フェイクなのか。ヘデラみたいな上から足すような形なのか。で、それはその通りを歩かれる皆さんから見て、四季を通じてどんな形に見えるようなイメージでお考えになっているかということを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【西村会長】

お願いします。

【事業者（三菱地所設計）】

ありがとうございます。まず、6-2のページの人道橋とのつながりというところになりますけれども、人道橋の仕上げ材についても、現在、こちら道路管理者様と継続して協議をさせていただいております。そちらの内容と調和する形で、敷地内のその6-2で記載させていただいております。出迎え空間というところの舗装材等も深度化させていただきまして、調和するような形の計画に進めさせていただければと考えております。なので、出迎え空間と当然建物のほうにも、広場のほうにも人を導いていくような機能がありますので、建物側との舗装材、仕上げ材等も含めて、調和のあるものとして進めさせていただければと考えてございます。

2点目の壁面緑化の考え方になってございます。現状は、誘引式のツタが上に伸びていく形の植栽の壁面緑化を考えております。で、こちらについては、資料の、すみません、5-3をご確認いただければと思うのですが、右上のCGになりますけれども、少し上のほうに壁面緑化が施されている形になってまいります。で、こちらは特に、首都高を走っていらっしゃる方ですとか、遠方から見たときの建物の見え方ですとか、そういったところに配慮して、都市景観の中で、どうこの建物を見せていくかというところでの緑化と捉えさせていただいております。当然、歩いている方々に対しては、壁面緑化だけではなくて、地上部の植栽、高木、中木、低木ということで、きちんとしたシークエンスをご提供していければと考えております。

【手塚委員】

ありがとうございます。ぜひ来街者の方も喜んでいただけるような施設にしていいただければと思います。

【西村会長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

はい。それでは、まず飯島委員、その後、三友委員お願いいたします。

【飯島委員】

大丸有が押し寄せてきたなという感じ、印象を受けました。で、地区計画の勉強会で130mという、そういう話も出たと、ここにも書かれています。ただやはり、二つの建物がどんと一つの建物になって、倍以上の壁ができるというか、そういうことでは、やはり、かなり圧迫感については配慮をされたような、そのような説明がございましたけれども、やはり圧迫感というのは本当に免れないと思うのです。で、せめて下、低層部、あるいは3階か5階ぐらいまでは、川のほうに通り抜けになるとか、で、視界が歩いていても広がるような、そういうような工夫ができなかったのかなというところは、非常に残念でなりません。

やはり、あそこがスカイラインということで、大手町の178だとか、155だとか、そこに比べて130に抑えたという話ではありますが、都道を隔てて北側のほうが今、60mということで書かれていますけれども、そこについても、また今度はスカイラインということで、このような130規模のものがこれからできてくるはしりになっているのかなと思いました。で、やはり、その圧迫感という点で、これ以上の工夫、デザイン上も工夫ができなかったのかというところが、非常に私は疑問に思うのです。で、建物があっても、その視界、見るその角度によって、圧迫感というのを多少でも免れる。そこら辺の工夫というのは、やはりこれでもう最大限ということなのではないでしょうか。もう少し改善の余地というのができないのかということが、私は少し疑問です。

【西村会長】

ありがとうございます。

では、もう一つコメントをいただいて、何か答えがあれば答えていただくということにして、三友委員、お願いいたします。

【三友委員】

日本大学の三友でございます。

仲通りが延伸されて受け止めるような広場ができ、将来的にも神田地域と大丸有をつなぐという点で、とてもよいプロジェクトだと思いながらご説明をお聞きしておりました。

ただ、河川に面しているという魅力を活かしきれていなくてもったいないという印象も受けました。3箇所も広場をおつくりになったという点では、とてもすばらしいことだとは思いますが、どの広場も河川が接している魅力を活かし切れていないように思います。

水辺に面している広場なので、もう少しシンプルに水辺が眺められると良いのではないのでしょうか。5-3の資料に「川端緑道のほうと呼応された」と記載がありますけれども、川端緑道では川を眺めるベンチや、ノースタワーの2階のランチテラスのベンチから川を眺めることができるようになっていて、お一人で静かに過ごしている方が多くいらっしゃいます。賑わいというのを目指されているとはいえ、水辺に面していますので、一人で静かに過ごせるような過ごし方が想定されます。それに対応できる場もおつくりになったほうがよろしいのではないかと思います。

もう一つは、大丸有と神田の結節点としてとても重要な位置になるかと思うので、

神田地域を中心とした区民の方のために何か配慮されている点があれば、ハードな面に限らずソフトな面も含めてお聞かせいただければと思います。

以上です。

【西村会長】

それでは、先ほどの圧迫感の問題等を含めて何かお答えがあればお願いしたいと思いますすけれど、いかがでしょうか。区民向けのスペース、河川沿いのスペースということですが、それでも何か。

【事業者（三菱地所設計）】

最初のご質問で、圧迫感が免れないのではないかとということで、もっと視線が抜けるような工夫などはなかったのかというご質問をいただきました。

説明は、繰り返しになってしまうのですが、まず4－1ページでございしますが、一番遠景から見たときの高層部の外装ですね。こちらのほうで、先ほど分節をしますという話をしたのと、次に5－4ページを見ていただくといいのですが、目線で道路レベルに立ったときにどうなるかということで、やはり神田側のスケールよりかなり大きいので、低層部、高層部を分節した上で、今回はテラスというものを北側にも回し込んでいまして、そこでできるだけ緑を入れることで、少しでも圧迫感を軽減できないかなということを考えております。

あと、今、壁に見えているところは機械室などがあるのですが、それ以外のところは店舗や貢献施設を配置しまして、そういう賑わいが少しでも北側や広場外に出てこないかということを検討しております。

水辺の少し使い方がもったいないのではないかとという点と、あとは一人でたたずみたいという方も多くいらっしゃるのではないかとというようなご意見について、ご回答をさせていただきます。

資料6－1が、河川のもう一度プランを見ていただくと、少しイメージを共有させていただきやすいかなと思いますので。

ご指摘のとおり、いろいろな方がいろいろな使い方をされるというところですか、もう少しシンプルな使い方というところのお考えもあろうかと思っております。今回建物のほうも、たたずみの場、賑わいというところを、強く低層部のほうで川側に向けて表出していくというところは、大切にしておるところではございますけれども、建物下のピロティ部、建物内外で一体的賑わいをつくるというところとは別に、川沿いのほうには長いカウンターテーブルですとか、一人がけのスツールですとか、複数人で座れるようなベンチですとか、そういったところを配置して、多くの方に多くの使い方でたたずんでいただけるような場所は、整備していきたいなとは思っております。

また、この使い方については、より深度化して考えていくところではあると思いますけれども、そういった多様な方にいろいろな使い方で、お一人でも複数人でも、使っていただける空間を目指してまいりたいと思います。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。

今日、ご欠席の鈴木委員からも、たしかコメントをもらっていると思いますが、何か紹介してもらえますか。

【和田景観指導係長】

事務局でございます。

鈴木委員は、景観アドバイザー協議でもずっと携わっていただきまして、その中で、本日は欠席ということで事前にメールで意見をいただいております。

今回の計画というのは、大手町の連鎖型再開発、いわゆる右岸側のデザインと今回の左岸側のデザインとの調整が必要だろうといったことと、あと、下流部、同じ三菱地所さんの常盤橋の案件とのデザインの調整と、さらには、日本橋周辺の開発も含めた、トータルなデザインについて考える必要があります。これは東京都、中央区との調整が重要になると思いますといったご意見でした。これは、事業者に対しての意見でもあり、区に対する意見でもあるかなと認識をしているところでございます。

【西村会長】

そろそろ時間なので、最後にご質問、先ほど大江先生、何かありましたら。お願いします。

【大江副会長】

実施設計の完了がまだ半年ぐらい先で、実際どのぐらいの、今段階にあるのか知りませんが、これはやはり、じっと見ていると、さっき圧迫感という話が出たのですけれども、一番圧迫感があるのが、北側の道路を歩いているときとか、そのさらに北側にある建物からの空の見え方が、息苦しい感じになっているのかなと思います。

それで、これからの最終段階でどこまで可能かわかりませんが、イメージとしては、多分理想的には、両サイドは1階までであるとしても、中央の3割、4割、できれば半分ぐらいがすぽんとトンネルのように抜けていて、ガラスのロビーでも何でもいいのですけれども、北側を歩いているときに、ぽっと南側の河川空間の広がりを道路から感じられるような、門型というか、そういうふうにできてくるのが一番理想なのだと思うのです。例えば真ん中辺の地下へ車路で下に入っていく、その車路の上をすぽんと抜いてやれば、あと南の店舗が少し抜けるだけで、北の道路から南の空とか広がりが見えたら最高にいいだろうと思います。何とかそういうイメージを意識しながら、そこにどこまで近づけるかということを考えていただきたいと思います。

【西村会長】

ありがとうございます。たくさんご意見いただきましたけれど、時間ですが、このくらいで議論を終わらせてもよろしいでしょうか。

※全委員了承

【西村会長】

ありがとうございます。全体としては、よく考えられた計画であるし、人道橋で仲通りを北側まで抜いて、都市計画的にも意味がある、貢献をやっていけているのではないかと。ただ、コメントとしては、やはり、大きな意味での圧迫感だとか、それから、非常に細かな川との取り合いだとか、建物の中と外の関係や、特に西側の広場と建物との関係など、非常に細かいところでもう少し改善の余地があるのではないかと。今出ているパースが最終のものではないとは思いますが、非常にこの景観協議が難しいのは、最終のものでもないにもかかわらず、やはりパースを描かないと議論にならないものだから、パースを要求し

てしまっていて、そのパースの中での細かいところで、まだ決まっていらないはずのものに関してコメントが出てしまうということで、どっちが先かという問題もあるのですが、しかし、あることによってイメージが湧いて、そこでコメントが出るのでいいものになるという側面もあるので、あまりこうした非常にテクニカルな問題は、深刻にというか、これをうまいきっかけにしていっていいものをつくっていただきたいなと思っております。

ということで、ここでの事業者の方々との意見交換は、これで一応、終わりなのですが、今後も、今後、こういう意見を基に、事務局のほうと、それからまた景観アドバイザーとも詰めていただいて、今出たようなコメントを、我々は事務局を通じてもう一回モニターしていきたいと思っておりますので、今後ともいいものができるように、よろしくお願いいたします。

以上です。よろしいでしょうか。

※全委員了承

【西村会長】

それでは、質疑は以上です。事業者の方々は、退室していただいて結構です。どうもご苦労さまでした。

※事業者退室

【和田景観指導係長】

それでは、事務局のほうからお願いですが、本日の資料は、まだ未確定の段階のものですので、回収をさせていただきたいと思っております。恐れ入ります。よろしくお願いいたします。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。

次の議題に進めたいと思っております。

次の議題は、後楽橋補修補強工事についてということであります。この件につきまして事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【和田景観指導係長】

それでは、まず事務局のほうからご説明いたします。

後楽橋につきましては、区の景観まちづくり重要物件といたしまして、平成19年3月に指定されておまして、今回の工事で外観に手を入れますが、建設当時の形態意匠に近づくということでございますので、引き続き景観まちづくり重要物件の継続ということで進めたいと思っております。

工事の内容につきましては、所管の道路公園課のほうから説明をいたします。

【道路公園課】

では、資料の説明をさせていただきます。私、千代田区環境まちづくり部道路公園課で後楽橋の計画設計担当を務めております内田と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

本日は、後楽橋の工事に関しまして、景観アドバイザーからいただいた意見を基に立て

させていただきました景観に関する方針、そして工事の概要についてご説明をさせていただきます。

まず、橋の概要からご説明させていただきます。後楽橋の所在地としましては、千代田区神田三崎町三丁目8番先から、文京区後楽一丁目1番先と、千代田区と文京区の行政境をまたがる橋でございます。

周辺には水道橋駅西口、後樂園ブリッジ、そして、その先には東京ドームがあるという立地状況でございます。後楽橋は、昭和2年11月に竣工されました神田川にかかる橋梁でございます。今現在、千代田区のほうで工事中であるお茶の水橋、東京都で管理しております聖橋同様に、関東大震災の復興事業として架けられました震災復興橋梁でございます。橋の名前の由来としましては、近くでございます小石川後樂園から由来しているものでございます。

本工事を実施するに至った経緯としましては、こちらの後楽橋は昭和2年に架けられ、長い年数が経過している橋梁でございます。こちらの点検をした際に、部材の劣化等が見受けられましたので、本工事に至ったという経緯でございます。

また、こちらは景観まちづくり重要物件に指定されているものでございますので、本整備に当たっては、景観に配慮した整備を進めていく考えでございます。景観に関する方針を立てるに当たりまして、架橋時からの変化を確認させていただきました。架橋当時、昭和2年の写真と今現在の写真を示させていただいております。架橋当時からの変化としましては、親柱灯、あと橋梁の側面に橋側灯が当時はございましたが、今現在、こちらの部材は撤去されているという状況でございます。

そして、高欄のパネルにつきましても、架橋当時と現在を比較したところ、デザインが変わっているということが見受けられました。こういった架橋時からの変化を踏まえまして、景観アドバイザーの意見を踏まえまして、二つの意見を基に本工事を進めていくという考えでございます。

一つとしましては、架橋当時の構造物を復元させていただきます。当時の資料から、構造物の形状を読み取らせていただきまして、親柱灯、橋側灯などの架橋当時にございました構造物を復元させていただきます。

二つ目としましては、架橋当時の色彩を復元させていただきます。現地のほうで削り取り調査をさせていただきまして、架橋当時の塗装色のほうを特定させていただきました。当時の塗装色から近似色を使いまして、当時の色彩を復元する考えでございます。

資料の裏面を確認していただければと思うのですが、整備後のイメージを示したパース図をご用意させていただいております。左側現況の写真に対しまして、右側の計画後に関しましては、後樂園ブリッジ、そして河川から見たパース図でございます。

上流側の歩道に関しましては、当時の構造物でございました親柱灯を復元させていただいております。下流側、上流側ともに側面に関しましては、橋側灯を復元するというものでございます。

また、高欄パネルに関しましては、当時のデザインを復元する内容でございます。先ほど申し上げさせていただきました塗装色につきましても、当時の塗装色の近似色を採用しまして塗り替えを行った際のパースとなっております。

最後に工事の概要についてご説明させていただきますので、資料をめくっていただければと思います。

現況と計画の側面図、断面図のほうがございまして、計画のほうの断面図を見ていただければと思いますが、本工事での工事内容を示させていただいております。赤字で示しておりますのは、今回、新たに設置する部材を示した工事内容でございます。青字としまし

ては、既存の部材の補修・取替えを行う内容を示しているものでございます。

工事の主な内容としましては、架橋当時の塗装の塗り替え、そして伸縮装置、損傷部材の劣化が見られますので、伸縮装置の取替え、損傷部材の補修を行います。

また、歩行者の安全を考えまして、歩道・車道の境界に車両用防護柵を設置させていただきます。歩道床版と舗装に関しまして、ひび割れが見受けられますので、歩道床版の補修、舗装の打換えを行います。

また、環境に配慮しまして、橋梁灯に関しましてはLED化を図っていきます。バリアフリー面としましては、下流側歩道の拡幅を行います。また、上流側、下流側共に歩道の高さを落とさせていただきます、従来の勾配を緩和しまして歩行者の歩きやすい歩道造りを務めてまいります。

事業のスケジュールとしまして、まず工事の設計期間についてですが、今現在資料上、令和2年3月を記載させていただいているのですが、こちらは誤りでございまして、訂正させていただければと思います。正しくは、令和3年3月と今年度内に工事設計を終える予定でございます。そして、第2回区議会定例会のほうで、工事議案を出させていただきます、そこで議決をいただきましたら、令和3年7月に工事契約を結ぶ流れでございます。

工事期間としましては、オリンピックが明けました令和3年10月から令和6年8月までの約3年間を工事期間とさせていただきます。

以上のスケジュールを基に、景観に配慮しまして安全安心な橋梁整備を務めてまいりたいと思います。

資料の説明等としましては、以上となります。ご清聴ありがとうございました。

【西村会長】

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見をお受けしたいと思います。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい。三友委員、お願いします。

【三友委員】

日本大学の三友です。

ご説明を聞き漏らしてしまったかもしれないのですが、教えていただきたいのですが、現況から計画にかけて街路灯をよく拝見すると変わるようになっているのですが、高さが倍ぐらいの街路灯がつけられるようにお見受けするのですが、倍よりありますかね。で、親柱灯の照明というか光の光源というのがそこまであるのか分かりかねるのですが、これって歩行者の方は、夜でもあまり暗くなくて、安全が担保というか確保できているのか教えていただけますでしょうか。

以上です。

【西村会長】

どうぞ。街路灯に関してですが。

【道路公園課】

道路公園課計画設計担当係長の山本と申します。ただいまの質問に関しまして、回答させていただきます。

街路灯ですが、写真の左を見ていただきますと、橋梁上に2灯あるのですけれども、こちらは、当時あったものではなくて、後々つけられた街路灯として位置づけられておりまして、架空線で電気を引き橋の上に固定しているというものになっております。それを今回、橋の工事に合わせまして、景観上すっきりさせるというところで、右側の写真にありますように、橋から離しまして、地面上に設置し、地中線で電気を引くことで景観上の配慮をしております。

そして、ご質問いただきました照度ですが、まず街路灯の高さに関しましては、2倍というほどではないのですけれども、二、三メートルほど高くなっております。と申しますのは、やはり橋の上にあったものを左右に配置しますので、橋の上では少し照度が落ちますので、高さを上げることで、照度を確保しているということになります。

なお、親柱灯の照度に関しましては、LEDの3000ケルビンの明かりを使い、どちらかというと照度を取るというものよりは、景観上の照明という位置づけになっておりますので、照度はあくまで、橋梁の左右にある街路灯でしっかり基準を取っているというような計画でございます。

【三友委員】

ありがとうございます。安全であるということがよくわかりました。橋梁自体の夜間景観に関しては何かお考えでしょうか。

【道路公園課】

夜間景観ですが、こちらの後樂園ブリッジが東京ドームの占用ブリッジとなっております。夜間も、ちょうどこの交差点の逆側に大型スクリーンがあったり、野球観戦ですとかコンサートの関係で人が来たときに、にぎやかな状況になっておりまして、そういった状況を踏まえると橋梁の夜間景観との共存について、少し疑問のところはあるのですけれども、夜間照明に関しましては、一応検討のほうをしまして、色をそういったネオンライトのような白色の明るいというのではなくて、LEDなのですけれども、電球色を使った形で配慮しているということになります。

【三友委員】

ありがとうございます。あの橋梁の置かれている地域を考えるとおっしゃる通りのお考えで宜しいのではないかと思います。

【西村会長】

ありがとうございます。

それでは中津委員、お願いします。

【中津委員】

二つ質問なのですけれども、この写真を見ますと、計画の部分のシミュレーションで、誘導ブロックの左側にラインが引いている。何かなと思ったら、これは570ミリで、これは目地ですかね。構造上のエクステンションということですかね。この辺り、色的に何かほかの舗装部分と合わせることができないのかなというのが一つ目です。

二つ目は、これは車路との間の防護柵を新しく設置していただけるということで、非常にいいなと思っているのですけれども、これは河川から手前の陸地側は、もうこれは新しいのを新設なのですよね。これは何かもう少し景観に配慮したものはできないのかなという

気がしました。

それともう一つ、三つ、すみません。この陸地側の親柱が立つところの手前、これは歩道の上から下りていくところの間、写真のこの左側の端っこの手前ですけど、これは何か緑地になっているのですかね。よく、暗くて分からないのですけれど、こういうところも何か一緒に橋のたもとといいますか、別にそこに何か広場ができとは思っていませんけれど、何かもう少しきれいに整備できればいいのではないのかなと思いました。

以上、三つ、すみません、お願いします。

【西村会長】

お願いいたします。

【道路公園課】

ご質問ありがとうございます。まず、一つ目と二つ目につきましては、関連しておりますので、合わせてご回答させていただきます。

ご指摘がありました誘導ブロックに見える黄色の隣のコンクリート面のものなのですが、実はこちらは、当時の歩道までの範囲を示しておりまして、約2メートル、高欄側からあります。こちらが、RCの現場打ちの床版を使っておりまして、それから車道側に関しましては、バックプレートの上に、無筋のコンクリートを打っている、昔は車道の構造でした。その後一回拡幅して、さらに今回2回目の拡幅をするのですけれども、当時の構造上の名残で、どうしてもバックプレートの構造とRC床版の構造で違いが生じることから荷重によってどうしてもクラックが生じてしまうという状況になっております。現在も、実はアスファルトの上に、左側の写真で見づらいのですけれども、クラックが縦に入っておりまして、今後これを同じように工事したとしてもクラックが入るということで、それなら予め伸縮のような、縦目地という形で、計画をしました。その際、どうしてもパラペット等のコンクリート部が露出してしまいます。これに関しまして、景観の配慮としては、私どものほうで当初考えておりましたのは、この上に型枠式工法による仕上げでコンクリート面を隠せるようにする予定で計画をしておりました。その点につきましては、アドバイザーの先生のほうといろいろ議論をしたのですけれども、型枠式カラー舗装ですと、色が自然の色からやはり人工的なものになってしまい、今回せっかく復元する親柱灯ですとか高欄ですとか、そういったものが目立たなくなるため、判断が難しいところではありますが舗装はアスファルトのみのシンプルなものでいいのではないかとということで一旦まとまりました。ただ、こういったものが見えてくるというところもありますので、最終的にはアドバイザーの先生と、一度アスファルト舗装をさせていただいて、この施工後にもう一度現場を確認させていただきまして、後々やはり目立ったり、かなり違和感があるようであれば、カラー舗装などで一体的にグレー系のもので隠すといいますか、上から舗装するのもいいのではないかとということで今はまとまっている状況でございます。

併せまして、歩車道擁壁の新たな設置に関しましても衝突荷重を考慮すると後ろに控えをとったL形になりコンクリート面から露出してしまうという状況でございます。

最後に、右下の植栽の橋台のところですけども、実は橋を渡りますと文京区の道路になって、後ろが公衆トイレになっております。こちらに関しましては、文京区と一緒に事業を行ってはいるのでございますけれども、今のところ植栽のところに関しては、一応このままという形で調整を行っているというところになります。ただ、今回頂きましたご意見を文京区のほうには、お伝えさせていただければなと思っております。

以上でございます。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

あと、確認ですけれども、これ車線が1車線狭くなっていますよね。ここの部分はどう最終的には調整、全体としてずっと車線が1本なくすということになるのでしょうか。

【道路公園課】

車線ですけれども、今回、下流側を2車線ありましたところを1車線潰しまして歩道にする予定です。写真では手前が、都道側になるのですけれども、こちらの都道部から巻き込みを大きく広げまして、車線を1車線にして、千代田区側の交差点のところも巻き込みを膨らませて今の道路に取り付けるということになっております。ここの場所は人がかなり多い場所になりますので、なるべく下流側については広げ、上流側につきましては、そんなに歩行者の通行量がございませんので、このままということで計画しております。

【西村会長】

ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。

それでは、この件に関しては景観まちづくり重要物件なので、こういう工事が行われるということのご報告を承ったということにしたいと思います。

ありがとうございます。

(3) 屋外広告物景観まちづくりガイドライン（素案）について

【西村会長】

それでは、続きまして、議題（3）屋外広告物景観まちづくりガイドライン（素案）について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【和田景観指導係長】

お手元の資料の5－1ですが、前回こちらのガイドラインをたたき台としてご説明をいたしまして、様々なご意見を頂きました。ご意見につきましては、資料5－2に掲載しており、対応についても記載しておりますので、後ほど併せてご説明をいたします。

また、前回の景観審以降、ガイドラインに関わる関係団体の幾つかの団体にもヒアリングを実施いたしましてご意見を頂いております。また、庁内の関係部署にヒアリングをしたほか、景観アドバイザーの先生方にも確認をいただきつつ、本日素案として出させていただいております。本日頂くご意見も踏まえまして、今後20日よりパブリックコメントを実施する予定です。

それでは、本編の説明をさせていただきます。本日は前回からの修正点を主にご説明いたします。

本編の朱書きが、前回9月3日の景観審議会から変更、修正した箇所等でございます。

まず、目次の後の1ページでございますが、「屋外広告物とは」ということで、屋外広告物の特徴や配慮すべき点など、屋外広告物自体の前段の説明を1ページにわたり追加しております。こちらは前回の景観審以降に景観アドバイザーのご意見によりまして追加をいたしましたところでございます。

続いて、3ページの修正部分につきましては、特定屋内広告物の説明が足りていないと

いう指摘が庁内でありまして、特定屋内広告物というのは、東京都屋外広告物条例の対象となりませんが、景観まちづくり条例で独自に定めるもので、具体にはガラス面を利用して屋内から屋外に向けて掲出する広告物といった記載を追加しております。

続きまして、5ページがガイドラインの位置づけでございますが、修正した部分、主に「千代田区サインガイドライン」というものがございまして、こちらは民間も含めました全ての関係者向けのガイドラインでありまして、「千代田区公共サインデザインマニュアル」というものは区が設置する際のマニュアルですので、このような記載を追加いたしました。

それから、7ページからが共通編でして、前回欠席された委員から、前回の景観審前に意見を頂いておりまして、資料5-2の3番目に該当しますが、この目標の中の「水辺と緑を守り、活かす」という内容のイメージが湧かないということで、少し自然が引き立つような表記を追加したところでございます。

続いて、10ページからが「要素別」景観配慮事項でございます。ページ数で言うと13ページでございますが、真ん中あたりの修正部分、こちらに関するそもそものご意見が資料5-2の4番目でございますが、POINTの中の、一広告物の文字数は15文字以内を原則としという記載がありまして、この原則は目安といった記載のほうがいいのではないかとご意見でありましたが、他の自治体のガイドラインを確認したところ、原則という記載をしていたため変更はしておりません。なお、広告物の種類、規模によっては適切な文字数が多くなる場合もあるため、用途に合った文字数としてくださいといった表記を追加したところでございます。

続きまして、少し飛びますが、21ページでございます。こちらが照明・光です。前回の意見、資料5-2の5番目でございますが、道路への投影はしないようにといったようなご意見もありまして、その記載を追加したところでございます。

続いて23ページです。上のほうのPOINTの中ですが、東京都屋外広告物条例では、旧美観地区や風致地区において、赤色光の使用は禁止されておりますが、表示面積の20分の1以下は使用できるので、その表現を追記いたしました。これは関係団体とのヒアリングの結果でございます。

続きまして、25ページです。ここからが「種類別」の景観配慮事項です。このページは屋上の利用広告です。

一番下のほうの具体的な配慮事項のところですが、こちらは事務的に新たな項目の追加や修正をさせていただいたところでございます。

続いて、29ページの下、広告旗というところで、これも前回のご意見、資料5-2の6番目でございます。バナー広告とのぼり旗が一緒くたに記載されているといったご意見でして、このご意見の趣旨としましては、バナー広告というのはある程度景観に配慮されたもので、のぼり旗というのは、ここに事例写真はないのですけれども、景観上あまりよろしくないものといった趣旨かなというところで、この広告の中でバナー広告とのぼり旗を分けて整理させていただいたといったところでございます。

続きまして、30ページは立看板、移動看板でございます。これも前回のご意見の中の資料5-2の7番目のご意見でございますが、歩道など、道路への設置は禁止されているので追記して記載をしております。また、右のほうの事例写真が道路と誤解されるといった庁内での意見がありまして、公開空地といったことを追記しております。

続きまして、31ページです。デジタルサイネージについてです。真ん中辺りですけれども、東京屋外広告物条例では、旧美観地区や風致地区での規制が既にあるため追記させていただきました。また、旧美観地区の禁止区域でデジタルサイネージを設置する場合、

東京都屋外広告物条例の特例許可が必要ですが、これを受けまして設置・運用する場合は、景観上、一番下のほうの禁止区域における特例基準に適合させることとしております。

前回は、項目の上から四つ目の消灯時間について22時から5時といった記載であったのですが、前回のご意見、資料5-2の8番目でございますが、22時というのは早いといった趣旨のご意見を受けまして、終電から日の出といった記載、また原則といったところの表記に変えたところでございます。終電といいますのは、昨今のニュースで早まるといったことでもございますが、おおむね24時頃からは消灯していただくといったところでございます。

また、この記述の中の一番下ですが、窓の内側から外に向けて掲出する、いわゆる特定屋内広告物につきましても同様かといったご意見がありまして、これは資料5-2の11番目でございますが、そのとおり追記をいたしましたところでございます。

続きまして、32ページにつきましては、禁止区域以外のエリアにおける配慮事項となっております。真ん中の具体的な配慮事項の中でございますが、この二つ目、壁面への収まりに配慮し、前回は設置面積は最小限の大きさとするといった記載がありましたが、これは前回資料5-2の10番目のご意見にあるとおり、最小限といった大きさが明確ではなかったため、最適なスケール感（ヒューマンスケール）といった表現に変更をいたしました。

また、四つ目は、この禁止以外のエリアの中でも時間設定がなかったため、新たに追加したところでございます。

先ほど2番目の最適なスケール感（ヒューマンスケール）という表現ですけれども、続く33ページ、特定屋内広告物の真ん中の具体的な配慮事項、こちらの三つ目についても、前回、最小限といった表現であったので、同じような表現に修正したところでございます。

また、32ページに戻りまして、一番下、具体的な配慮事項、運用面についてですけれども、一番下、これも前回資料5-2の12番目のご意見でございますが、災害時に行政と連絡して防災情報などを提供、検討するといった内容の記載のご意見を踏まえて追加したところでございます。

33ページ、下のほうですが、車体利用広告です。車体利用広告は、道路等を走行中に第三者広告を表示・掲出とするものを主な対象としております。前回のご意見の中で、資料5-2の14番ですけれども、キッチンカーというご意見がありまして、このキッチンカーというのはイベント等で駐車される際に掲出される広告ですので、この車体利用広告ではなく、イベント広告と合わせた協議をしていただいております。

続きまして、34ページの下の方の仮囲いの装飾についてです。仮囲いにつきましては、景観の部署といたしましては、よくある白一辺倒のものではなく、地域や場所の歴史や思い出を想起させるようなデザイン性のものとして推奨をしているところでございます。前回も踏み込んだ意見がございまして、資料5-2の15番ですが、仮囲いは広告なのか、アート性の高い仮囲いは規制をもう少し寛容なものにするべきではないかといった趣旨のご意見でした。現状、敷地内と道路上では扱いが異なりまして、道路占用許可基準により、区道で道路占用するものについては屋外広告物の表示ができません。この点については、良好な街並み景観の形成に向けて基準または運用等、景観まちづくりの観点から見直しできないか、今後、検討・調整を続けてまいりたいと思っております。

また、アートに関連しますと、前回、資料の5-2の25番、26番でパブリック・アートのご意見がありました。このパブリック・アートにつきましては、今後、アートの専門家にアドバイスを頂きながら、設置位置や設置する地域の背景を踏まえたアートの前提となるように助言ができるような仕組みを検討してまいります。

37ページからが地域編でございます。

38ページが本ガイドラインの地域区分についてです。界限別ガイドラインで示した12の区分ではなく、三つの重点地区とその他地域の区分分けとしております。これにつきましては、前回、資料5-2、16番のご意見がありまして、界限が地域編の区分と一致せず、わかりにくさがあったために、屋外広告物ガイドラインの地域編の区分に合わせた図に変更いたしまして、主に建築協議の際の界限の図は次の39ページに参考として記載といったような形を取りました。

続きまして40ページからが地域別の景観配慮事項です。

42ページが皇居エリアです。この表の中の上から二つ目、懸垂幕は前回設置しないとあった表現であったのですが、前回の意見、資料5-2の17番ですが、本編の29ページでは、事例写真で屋内に懸垂幕が設置されている現状があったため、懸垂幕は設置しないではなく、懸垂幕は屋外への設置を避けるといった記載に変更しました。

また、42ページの表の真ん中ぐらい、赤字の修正箇所ですが、前回のご意見、資料5-2の18番ですが、「高彩度の使用や複数色による対比的な配色は避ける」といった表現を前回しておりましたが、これが色数のことか対比のことかといった分かりにくいといった意見を受けまして、高彩度色の使用は避けると、ここで一旦区切って、また多色でコントラストの強い配色は避けるといった表記に変更いたしました。

続きまして、少し飛びますが、54ページです。神田駅周辺エリアについてです。神田駅周辺エリアにつきましては、路地に面する部分とJR高架下や高架に面する部分といった地域分けをしております。

55ページについて、前はこれらをまとめて一つの表になっていたのですが、全体とJR高架下や高架に面する部分、路地に面する部分と、三つそれぞれに分けて配慮事項を記載したといった修正をかけたところでございます。

続きまして、59ページからが手続きについてです。59ページにつきましては、建築物の新築等の手続きに併せて屋外広告物を設置する場合のフローとなっております。

この表の中では景観まちづくり条例と屋外広告物条例の協議時期などの記載をしております。下のほうですが、米印のところ。それぞれの景観に関する協議の対象規模について新たに追加をしたところでございます。

続いて、60ページが屋外広告物を単体で設置する場合についての表です。前回のご意見で、資料5-2の22番から24番にかけてです。イベント広告など、時限性のある広告は簡素化したほうがよいのではないかといった趣旨のご意見が続きまして、これにつきましては、景観アドバイザーとも検討をいたしまして、設置期間が2日以内のもの、すなわち1日限定あるいは土日のみのイベントなどは景観協議の対象から除くといったこととしたいと思います。

また、特定屋内広告物につきましては、④ですが、こちらも景観アドバイザーとも検討いたしまして、一定の大きさ以上のもののみ協議対象といたしまして、具体的には2㎡にしていきたいと思っております。

前回のご意見、その他といたしましては、資料5-2、1番、既存の広告物、既に設置している広告については規制や手続の対象外となります。あくまでも新設や更新の際に協議をしていただくものです。

また、資料5-2、2番、地下のデジタルサイネージについてのご意見がありましたが、景観まちづくり条例上、地下は手続の対象外としております。

以上がご意見及び主な修正点のご説明です。

今後のスケジュールといたしましては、A3参考資料1にも記載しておりますが、今月

12月20日号の区の広報紙に掲載し、同日12月20日から来年1月12日までパブリックコメントを実施する予定としております。さらに、このパブリックコメントのご意見も含めて2月に計画案といたしまして、再度、景観審議会で審議いただき、本年度中に策定、来年4月1日より運用開始を予定しております。

ご説明は以上でございます。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。

この件に関しては前回の景観まちづくり審議会で随分たくさんコメントが出て、それに対応していろいろな改正を加えていただいたものです。今の説明にもありましたように、今日がパブコメ前の最後の検討の場面です。今日頂いた意見で若干訂正するところがあった場合は、その訂正をしてパブコメにかけるということで、その結果を踏まえて、最終版は次の2月の景観まちづくり審議会にもう一度かけて、そこで最終的に決めるという手続・手順みたいでございます。

ということで、まだ後1回議論の場はあるのですけれども、最終が出てきましたので再度確認することがあればご質問、ご意見頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

重松委員お願いします。

【重松委員】

ご説明ありがとうございました。前回多数の意見を述べてしまいましたけれども、一つ一つ丁寧に対応を考えていただいて、今回盛り込んでいただいていると思っています。

良好な景観を誘導しつつも活用のしやすい内容にまとまっていると思います。ありがとうございます。

全体を通じて、個別のところではないのですけれども、少し意見として述べさせていただきたいと思います。一つ目といたしましては、まず、今回やはりデジタルサイネージの扱いというのが示されたというのはとても大きなことだと思いますし、34ページ、35ページにあるような新しい広告手法といったものについても触れられているというのは非常に前向きで先進的なガイドラインになっていると思います。一方で、望ましくない景観が乱立するということを規制するというのはもちろん重要ですが、こういった特に新しい広告手法ですとかデジタルサイネージというのは、パブリックスペースの活用と割とセットになってくるところだと思いますので、パブリックスペースの活用自身が、今、非常に見直されて促進されてきている中で、この広告的な表現、効果的な扱われ方とかニーズも、これからもどんどん高まっていったり変わってきたりすることもあると思いますので、こういった柔軟な運用、今回バージョン1が発行されることになると思うのですけれども、今後の柔軟な運用の重要性ですとか、随時更新していくような精神をできればこのガイドラインの中にも、精神的なところを織り込んでいただきつつ、可能であればその見直しの仕組みとか、そういったものも少し触れておけると、今後、優良なガイドラインにさらに深まるのではないかなと思います。

もう1点、同様のスタンスの意見ですが、今回、対象機関が多様ということで、特にアートに関しては専門家のアドバイスを受けるような仕組みを考えていくというお話もありましたし、大丸有地区のように、地区のほうで専門家の広告審査会があって、その議論を踏まえた上で届出がされているようなケースもあります。こういったそのほかの専門家の方や既にある会議体や審査会、そういったものとの対話ですとか尊重といったことは、今も運用上はされていると思うのですけれども、そういったものもやはり精神的なところ

は具体的に記載としても盛り込んでいただけると、より有用な運用になるのではないかなと思います。

以上2点意見です。

最後、細かいところで恐縮ですが、1点だけ、4ページの、自家用広告のところの表札系の区分で、ブランディング広告（表札系）という記載になっています。これは恐らく私の解釈としましては、1ページ目の今回追記いただいた戦略的な企業広告というところと対になっているのかなと理解いたしますが、4ページだけ見ると、比較的ブランディング広告というのは、私は、幅広いブランド構築をどう表現するかみたいなところが一般的な読み方だと思いますので、表札系のほうが表になっていて、ブランディング的なことも含むという趣旨のほうがもしかしたらいいのかなと思ひまして、そこはお考えにお任せいたしますけれども、1点細かいところでそのように思います。

以上です。

【西村会長】

なるほど。ありがとうございます。

確かに言われてみると、商品もブランディングに関わるので、ここは商品というよりも企業名を表示の対象にしているところなので、工夫が必要かもしれませんね。

ご意見が大半でしたけれども、何かそれに対してコメントがあればと思いますけれども。

【印出井景観・都市計画課長】

では、景観・都市計画課長です。

今、重松委員からのご指摘がございました。日本で最初の旧美観地区という景観的に重要な地域がございます千代田区という中で、歴史に積み重ねられてきた豊かな景観を大事にしようという精神というのを基本に置きながら、やはり先端的で新しい広告手法につきましても、今回こういう形で一定のガイドラインを示させていただいて、私ども非常に多彩なアドバイザーの先生方、景観審の先生方からも様々な専門的な助言を得られると思います。事例を積み重ねる中でよりよい運用を目指していきたいと考えてございます。

それから、やはり今ございました。ちょっと具体的にブランディング広告、ブランド化のマーケット化するという大きな流れの中でこういう表示になっていると思うのですが、ちょっと解釈、理解について、若干少し漠然とするような、あるいは意味の取り方が、イメージが異なるちょっとまたその辺も検討させていただきたいと思います。いずれにしても、やはりこれまでの風格と新しいことをどうやって調和させていくのかについては、多分なかなかこのガイドラインで固定的に決めるということよりも、少し積み重ねて、専門的な議論を踏まえてということだったと思いますので、その辺りはご了解いただければと思います。

【西村会長】

ありがとうございます。

ほかは何かありますでしょうか。

中津委員、その後、伊藤委員お願いします。

【中津委員】

非常に簡単な意見ですけれども、前ここの一番29番というところにアドバイザー協議のいろいろなことを公開してほしいという希望を書いたわけですが、今のこういうのも

写真を見るといったいろいろないい事例が出ているわけですね。そういうものの表彰制度みたいなものを、今後、継続的に計画して、それでそういうものがこのガイドラインのバージョン2.0とか3.0とか、そういうときに巻末のほうにいい事例みたいなものを写真集みたいなのがどんどん入ってくるようになれば、自治体はそういう業界と、業界というか、産官連携みたいなことを積極的にやっているという意味で、千代田区の売りにもなっているのではないのかなと、私は個人的に思うので、そういうことも検討の中に入れていただければと思います。よろしくお願いします。

【西村会長】

ありがとうございます。

それでは、伊藤委員お願いいたします。

【伊藤委員】

私、ちょっとここ何回か多分出られていなくて、経緯をきちんと把握していなかったら申し訳ないのですが、少しだけ気になった点がありまして、7ページの目標というところが、もう全然中身に関わる場所ではないのですが、区全体の目標というところで5個ありまして、一番気になったのは「歴史を活かす」ですが、建築物で歴史を活かすというのは非常によく分かるのですが、広告で歴史を活かすというのは、何か歴史的な意匠を入れるのかなみたいな感じに見えなくもなくて、中身を見ると、どちらかというと、抑制していくような、表現としては歴史を尊重するみたいな感じに見えるのですが、ここで活かすとしたことの意味というか、経緯を教えていただきたいなと思いつつ、恐らくこの景観まちづくり計画の景観まちづくりの五つの目標と対応されているのだと思うのですが、これはこの景観まちづくりの目標と微妙に言い回しが違うのですけれども、省略されているということなのか、屋外広告物に合わせた表現にされているということなのかを、ちょっとそれも踏まえて教えていただければと思います。景観まちづくりの目標のほうは、目標1は、江戸から引き継がれたまちの歴史的構造を活かすということで、歴史的構造を活かすのと、歴史を活かすのでは大分印象が違うなと思ひまして、ちょっとこの辺の歴史を活かすだけ見ると、何となく江戸の意匠みたいな感じに見えなくもないので、その辺りを教えていただければと思います。

【印出井景観・都市計画課長】

では、今のご質問に対してお答えをします。

基本はご指摘のとおり、景観計画全体の中の考え方を踏まえて、それをどう屋外広告物に展開するかということです。一つは、伊藤先生ご指摘のとおり、やはり特にかなり地域特性も異なるエリアが近接、隣接している千代田区ですので、基本的にはやはり皇居周りのイメージというところですが、抑制的な広告手法というのは一つ方向感としてあるのと、では、歴史や緑と調和することによって、先ほどブランディング広告とかとありましたけれども、逆に、例えばほかの地域では、少し何か割と高彩度のものを使っているような事業者の広告は調和することによってブランディングイメージが上がるかという部分もあるのかなと思ひまして、その両面をイメージして活かすと。ただ、抑制的に運用することだけ活かすというのはいかがなものかというのは多分一つご指摘としてあると思うのですが、そういう取組をすることによって、企業の社会貢献とか地域貢献とか、地域との関連性みたいなものを積極的に受け止めて打ち出していくという理解をしているところでございます。

【伊藤委員】

はい。ありがとうございます。

なので、この2番目と3番目の水辺と緑を守り、活かす、界隈の個性を活かすというのはあまり違和感がないのですけれども、ちょっと歴史のところだけどうなのかなと思ったのですが、でも、歴史もそういう活用の仕方があり得るという理解でよろしいでしょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。そういう理解をしています。

【伊藤委員】

はい。ありがとうございます。

【西村会長】

ありがとうございます。

表彰制度は今後の課題として少しどこかで見直していただいて、何かいい屋外広告物がきちんとリストアップされていると、いろいろなところで使うときには、何でそんな広告物を使っているのか、それはちゃんとした表彰制度、表彰されたものだと言えるというのは結構それなりに理屈が立つので、今すぐというわけにはいかないのかもしれませんが、いいアイデアだと思いますので、少し検討を進めていただければと思います。

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【大江副会長】

伊藤委員の言われた歴史を活かすというのが違和感があるとして、例えば歴史を尊重するという表現もあるのでしょうか。そうすると活かすことも含むし、既にある歴史を大事にして邪魔しないという意味と両方含まれるのかなと思うのです。今ここで結論ということではなく、今ふとそんな言葉が浮かびました。

【印出井景観・都市計画課長】

趣旨としてはおっしゃるとおりだと思います。あとは、全体の景観計画体系の中のワーディングの課題というのもありますので、ご意見も含めてもう一回検討させていただきます。

【西村会長】

ありがとうございます。

最終的には今日いろいろコメントが出て最終的に変えてもらえますので、変えることが必要であれば変えてもらいますけれども、その点に関しては私のほうで責任を持ってやっていきたいと思っておりますが、これは最後にご確認をやっていただこうと思います。

ほかに何か。よろしいですか。

※なし

【西村会長】

それでは、今、幾つか今後に関して、恐らくはあまり変な誤解をされないようにということで、趣旨そのものに対していかがなものかということにはなかったと思いますので、正確に伝わるような文言に変えたほうがよければ検討していただいて、最終的にはパブコメ前に委員の皆様方の確認は取れないので、できれば会長一任していただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

※全委員了承

【西村会長】

はい。ありがとうございます。

では、それでパブコメにかけて、その後もう一度検討できますので、そのときにはどういう経緯で文言を変えて、その結果がどうなったかというところまで含めて次回の景観まちづくり審議会で報告をお願いしたいと思います。

3. その他

【西村会長】

では、ここまででよろしいのですか。その他に移りたいと。その他というのですけれども、事務局より説明していただきたいと思います。

【印出井景観・都市計画課長】

すみません。お時間も大分経過してきたので、簡単にその他ということで、前回もご報告申し上げましたけれども、神保町の旧相互無尽会社のビルですけれども、この景観審議会でも様々なご議論を頂き、会長が取りまとめを頂いて、何か保存・継承をするようなことができるようであればといったことも含めて景観審としてのご意見を建築主にお伝えをしてきたところでございますけれども、現実には解体をされたところでございます。もう解体作業の中盤ということになってございます。ただ、その継承について、一旦新しい建物の建築計画に関する景観協議があったわけですが、引き続き建築主と協議した結果、一旦、今、再度建築主側のほうで次の計画の中でどういったものを継承するのかについては持ち返って検討しているというところでございます。併せてあの周辺、ちょうど今回解体した建物がある辻というか、交差点があるのですけれども、その周辺における機能更新の当該の建築主さんが予定しているところなので、その交差点における今後の景観形成についても、引き続き検討してまいりたいと思っています。

それから、今回こういう形で我々の課題ですか、ああいう地域における貴重な景観資源について、継承の観点から何か助言・アドバイスができないかということにつきましては、景観審議会の小委員会のほうでもご議論を賜って、今後、例えば景観アドバイザーの中に、こういった景観的に価値がある建物をリノベーション等の手法を活用して、不動産経営の視点も含めてアドバイスをできるようなアドバイザーのような方を少し導入してはどうかというご指摘がございます。

それともう1点は、前回もご説明したかなと思うのですけれども、景観まちづくり重要物件にリストアップをされて指定に至らなかったようなものと、あるいは当然平成15年に景観まちづく重要物件を指定して以降、当然相当の年月がたつ中で、新たにこの間価値が出てきたものも含めた調査ということももう1点目の課題、二つの課題になっているかと思うので、その辺りにつきましては、今日ご欠席ですけれども、横浜市立大学の鈴木先生の研究室とも協力をしながら、リストアップ等、その後の洗い出しについて、

少し検討を始めようと考えてございます。

来年度以降、また何か事業として、先ほどの表彰制度も含めて、ちょっと令和4年度以降に入ってしまうかと思うのですけれども、事業化の検討も併せて進めてまいりたいと考えております。

その他としてのご説明は以上でございます。

【西村会長】

ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして何かご意見があればと思いますけれども、ご質問、ご意見があれば挙手していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

先ほどの旧神保町別館ビルは残念ながらその建物での何らかのことはできなかったけれども、具材だとかデザインとか、いろいろなことで、周辺にも開発の計画が同じ事業者であるので、いろいろな形で今後のときに配慮をお願いするということを既に言ってもらっているということですね。それと、ああいうものをリノベーションするときに、そういう立場で、今まではフィジカルな景観のアドバイスをするというのをやっておりましたけれども、経営的なアドバイスということになって、もともとの趣旨がなくなってしまったのですけれども、経営的なアドバイスをしないと景観が守れないということであれば、そこまで踏み込むべきではないかというのが景観小委員会の意見でしたので、少しその辺に関しては方向性を検討していただくということで今しつらえているということでもあります。今回のこの件を教訓にしながら、もう少し仕組みを考えていきたいということでございます。

よろしいでしょうか。

※全委員了承

【西村会長】

はい。ありがとうございます。それでは、その他をそれで終わりたいと思います。事務局からほかに何かありますでしょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局でございます。

次回の日程について予定をご連絡させていただきたいと思います。次回ですけれども、年明けまして、2月19日の金曜日、ちょっと具体的な時間はまだ現在決まってないところですが、午後の時間帯で実施を調整させていただきたいと思っております。審議案件につきましては、先ほどご審議いただいたガイドラインの最後のご確認ということを中心に予定をしております。

以上でございます。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。

2月19日の午後ということですが、あとほかに何か委員の皆様からありますでしょうか。

なければ、これで本日の会議を終わりたいと思います。令和2年度の第2回の景観まちづくり審議会を終わりたいと思います。

どうも、ご協力ありがとうございました。